

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
ものづくり「産業・キャリア」サポート計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
尼崎市
- 3 地域再生計画の区域
尼崎市の全域
- 4 地域再生計画の目標

本市は、製造業を中心にわが国有数の産業都市として発展してきた。市内には、わが国を代表する大企業から、個性豊かな中堅・中小企業までの多種多様な事業所が集積し、特に機械金属関連の加工技術である鋳造・鍛造・金型・表面処理などの製造業の基盤となる分野で、優れた技術を有する企業が高度に集積する「ものづくり」のまちである。

しかしながら、近年は事業の再構築などによる、大手や中堅の工場等の転出や休止・廃業が続き、産業都市として発展してきた本市では、こうした事業所の減少と雇用情勢の悪化がまちの活力喪失の主要な原因となっており、「ものづくり」の再活性化が本市再生の重要な都市課題となっている。

尼崎市の製造事業所数、従業者数、製造品等出荷額等、人口の推移

年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等総額	人口
昭和 58 年	2,996	69,462 人	1 兆 7 , 7 2 3 億円	516,354 人
平成 2 年	2,814	64,540 人	2 兆 1 , 0 7 7 億円	500,848 人
平成 12 年	2,108	44,608 人	1 兆 5 , 8 9 3 億円	466,380 人
平成 15 年	1,741	37,050 人	1 兆 2 , 8 8 6 億円	463,544 人

工業統計調査および尼崎市統計書より(ただし、平成 15 年工業統計は速報値)

また雇用の状況は、最近の経済環境の変化等もあり、本市における雇用環境は上向きの傾向にはあるものの、有効求人倍率は次のとおり全国平均と比較しても厳しい状況にある。

(有効求人倍率)

	全 国	尼崎市
平成 12 年平均	0 . 5 9	0 . 3 7
平成 14 年平均	0 . 5 4	0 . 4 0
平成 16 年平均	0 . 8 3	0 . 6 5

このような現状を踏まえて、本市ではものづくり産業の振興や雇用の確保に向けて、次に挙げる項目について重点的に取り組み、「ものづくり」のまちの再生を目指してきた。

(1) ものづくり力の高度化

本市では、市内企業の先端産業への事業展開を促すため、近畿高エネルギー加工技術研究所ものづくり支援センターを活用した技術力向上の支援に取り組んでおり、同センターがコーディネートし、市内企業と大学のシーズをマッチングした共同研究事業においても、一定の成果を上げており、新技術・新製品の開発促進に取り組んでいる。

また、本市独自の中小企業技術開発助成制度や、地元金融機関および商工会議所と連携した、技術の評価による無担保融資制度など、資金面からの支援にも取り組みながら、今後も、市内企業の技術力向上支援を通じた、本市産業の高度化を目指していくものである。

(2) ものづくり人材の育成と雇用の促進

わが国の産業界においては、戦後の経済成長を支えた、いわゆる団塊の世代が今後順次定年に達していくこととなり、ものづくりを担う熟練工の技術やノウハウの継承が喫緊の課題となっている。

優れた技術を有する中小企業が集積する本市においても、技術の伝承による企業競争力の維持、向上は重要な課題であり、ものづくり支援センターを活用した、「ものづくり塾」等の人材育成支援事業によりバックアップを行うとともに、小中高校生を対象とした「ものづくり体験教室」、優れた技術者を表彰する「ものづくり達人顕彰制度」を通じて、ものづくりの素晴らしさ、重要性について、広く社会への啓発にも取り組んでいる。

一方、市内製造事業所を対象とした聞き取り調査でも、今後の技術力向上への取り組みについて、「技術者の社内育成に力を入れる」という課題が最も多く認識されているものの、中小企業においては、社内での人材を育成するための時間的、経済的な能力に限りがあることから、こうした人材

の育成に向けた効果的な支援策の実施を進め、ものづくりの基盤の強化を図るとともに、市内の雇用情勢の改善にも繋げていく考えである。

(3) 企業立地の促進

企業の新規創業、新規立地の促進を図り、事業所の過度の減少を抑制するための取り組みとして、平成17年3月に工業再配置促進法の移転促進地域から本市を除外する構造改革特別区域計画が認定されるとともに、これに先立って、平成16年10月には事業所等の新規立地や建替・増設などを行う企業に税制上の優遇措置を設ける、「尼崎市企業立地促進条例」を制定するなど、企業立地の積極的な誘導に取り組んでいる。

こうした取り組みにより、市内既存企業の成長と新規立地による活力導入、さらにこれらの波及効果により地域雇用の拡大、創出を図ろうとするものである。

(4) 雇用の安定

市内の雇用情勢の改善を目指すべく、平成14年度には、経営者団体、関係機関を中心に緊急雇用問題連絡協議会を設置するとともに、市内事業所の雇用動向を把握するため尼崎市雇用動向調査を実施した。

この調査結果から、従業員の不足感について製造事業所の約3割が技術者、技能者が不足していると感じており、中小企業にこれらの職種を中心とする潜在的な需用があることが認められたため、平成15、16年度には、求人開拓コーディネーターを配置し、市内事業所を訪問して求人の掘り起こしを行いつつ、国等の雇用施策やワークシェアリング活用による雇用の促進を図るためのセミナーも実施している。

しかしながら、これまでの取り組みにより一定の効果を得ているものの、製造事業所数や従業員数の減少に歯止めがかからない状況にある。

そうしたことから、これまで事業所支援を中心として実施してきた産業振興策と、雇用機会の拡大等を目的とした労働施策から、産業振興による雇用の安定・拡大、労働施策による産業の振興へといった施策の有機的連携を図り、まちの活力再生を目指すものである。

その具体的な数値としては、「尼崎市企業立地促進条例」を活用した事業所の新規立地や新・増設については、年間10件程度を目標として取り組むこととする。また、雇用については、一定規模以上の企業の立地は、関連産業への波及効果や新たな雇用の創出が期待されるとともに、立地企業での新規雇用の促進や新たな雇用施策の連携実施により、3年間で570人分の雇用創出を図る。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

企業立地の促進や第二創業の支援などの産業施策と地域提案型雇用創造促進事業を活用した雇用創出事業などの雇用施策を有機的に連携させながら実施することにより、相乗効果を発揮させ、それぞれの本来の実施目的とともに「産業振興による雇用の安定・拡大」「雇用施策による産業の振興」を図っていく。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域提案型雇用創造促進事業を活用する事業

地域の活性化には、産業施策と連携した雇用施策による雇用の拡大が必要不可欠となる。このため、地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業・C0901）を活用しながら、次の事業を実施することにより、3年間で570人分の地域雇用の創出を図る。

なお、パッケージ事業の実施主体は、尼崎市、尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、尼崎雇用対策協議会、（協）尼崎工業会、（財）尼崎地域・産業活性化機構、兵庫県阪神南県民局、学識経験者で構成する「尼崎ものづくり雇用創造促進協議会」とする。

(1) ものづくり人材マッチング事業

退職予定の熟練技能者等をデータベース化し、ハローワークとも連携しながら個別に求人と求職のマッチングを行うことにより、適当な人材が見つからないなどの理由から新規雇用に結びつかず潜在化している雇用需用を新規雇用に結びつける。

(2) ものづくり人材アシスト事業

高校へのデュアルシステムやインターンシップの導入促進などの能力開発や合同面接会などにより早期の就職を支援する。

(3) パートタイマーサポート事業

パート面接相談会により円滑な雇用に促進する。

(4) 就職情報リサーチ事業

市内の事業所に対しては、採用予定数やその職種等の採用動向などを調査し、効率的な就職の支援などに活用する。

5 - 3 - 2 市独自で行う事業

本市の産業施策をより効果的に実施するためには、製造業によって地域が発展してきた地域特性を活かし、「ものづくり」に重点をおいた施策展開を図る必要があるため、次のような産業施策を実施する。

(1) ものづくり力の高度化

ものづくり支援センターを活用した地域企業への新技術・新製品開発支援や、同センターのコーディネート機能による企業間の連携や交流の促進、また産学連携の実践などに積極的に取り組むとともに、必要な設備の整備や支援人材の確保などの体制の充実を図り、第二創業の促進や企業の新分野進出を支援する。

(2) ものづくり人材の育成と雇用の促進

産業施策と雇用施策の連携を進める中で、より実効性を高めた支援策が求められており、現在実施している「ものづくり塾」の技術講習メニューの充実を図り、新規採用者の基礎的な技術研修の支援制度と、高度技術の伝承講習の支援制度を確立することで、中小企業における人材採用の促進とものづくり技能の伝承に向けた支援体制を整える。

また、「ものづくり達人顕彰制度」における「達人」を活用した、若年就業支援事業等との連携実施や、技術者・技能者のデータベースを活用した人材マッチングと技能伝承のシステム作りに取り組んでいく。

(3) 企業立地等の促進

産業活力の再生と新たな雇用創出に向けた効果的な取り組みの一つとして企業立地の促進が挙げられるが、本市では平成16年度から実施している企業立地促進制度の推進、さらに平成17年度からは企業立地アドバイザーの設置をはじめ、企業立地支援資金融資などの新たな施策を実施する。

(4) ものづくりのまち「あまがさき」再生特区

工業再配置促進法に基づく移転促進地域から除外されることで、企業の市外への移転を防止する。

(5) 雇用の促進

フリーターや若年失業者の増加については、若年就業支援事業を実施し、その対策に取り組むとともに、労働相談の中で「しごと情報ネット」等を活用した求人情報の提供を行うなど雇用情勢の改善のための取り組みを行う。

6 計画期間

認定の日から平成20年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標の達成状況は、企業立地促進制度については、利用の際の申請等一連の手続きから把握するとともに、パッケージ事業については、ハローワークを通して雇用に結びつける段階などで把握し、その内容について、市として評価を行った結果に基づき、以後の事業実施方法などについての再検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

ものづくりのまち「あまがさき」再生特区により、企業の市外への移転を防止するとともに、企業立地促進条例の施行や地域内の中小企業のニーズや今後の新技術開発の方向性を見据えた中小企業支援事業などの産業振興施策と一体となった人材のマッチング事業などを行うことにより、産業振興施策と雇用の創出のための施策との相乗効果を発揮させる。

以 上